



鳥取県公報

平成13年7月10日(火)
第7297号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良区の役員の就退任 (419) (耕地課)	1
選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定 (49)	2
	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除 (50・51) (2件)	2
調達公告	一般競争入札の実施 (管理課)	3
	公募型指名競争入札の実施 (3件) (")	7
雑 報	行政書士試験の実施 (総務課)	14

告 示

鳥取県告示第419号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり米子市尚徳三ヶ堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年7月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事	小 林 利 夫	米子市大袋342
"	長谷川 明	米子市青木224
"	江 原 薫	米子市青木592
"	横 山 憲 将	米子市青木1122
"	三 吉 孜	米子市榎原800
"	松 林 哲 郎	米子市榎原843
"	松 浦 萬喜男	米子市榎原1095 - 4
"	岡 一 郎	米子市榎原451 - 7
"	加 藤 仙 三	米子市橋本306
"	山 川 守	米子市橋本202
"	吉 本 栄	米子市橋本227
監 事	江 原 和 郎	米子市青木888 - 2
"	高 田 茂	米子市榎原1438 - 2
"	前 田 明 徳	米子市榎原417
"	乗 本 幸 智	米子市橋本316

平成13年3月20日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 小 林 利 夫 米子市大袋342 - 3
" 長谷川 明 米子市青木224
" 江 原 薫 米子市青木592
" 横 山 憲 将 米子市青木1122
" 三 吉 孜 米子市榎原800
" 松 林 哲 郎 米子市榎原843
" 松 浦 萬喜男 米子市榎原1095 - 4
" 岡 一 郎 米子市榎原451 - 7
" 加 藤 仙 三 米子市橋本306
" 山 川 守 米子市橋本202
" 吉 本 栄 米子市橋本227
監 事 江 原 和 郎 米子市青木888 - 2
" 渡 辺 実 米子市榎原1436
" 前 田 明 徳 米子市榎原417
" 乗 本 幸 智 米子市橋本316

平成13年3月21日就任 任期4年

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第49号

名和町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の個人演説会等を開催することができる施設の指定をした旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成13年7月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

施 設 の 名 称	所 在 地
名和町保健福祉センター	西伯郡名和町大字御来屋467

鳥取県選挙管理委員会告示第50号

河原町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成13年7月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

指定を解除した施設の名称	所 在 地
下曳田集会所	八頭郡河原町大字曳田356

散岐地区多目的集会所	八頭郡河原町大字佐貫784 - 6
八上地区多目的集会所	八頭郡河原町大字曳田186 - 21

鳥取県選挙管理委員会告示第51号

青谷町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成13年7月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

指定を解除した施設の名称	所 在 地
日置多目的センター	気高郡青谷町大字山根269 - 3
日置谷多目的センター	気高郡青谷町大字奥崎292
勝部多目的センター	気高郡青谷町大字紙屋194 - 1
中郷多目的センター	気高郡青谷町大字亀尻332 - 2

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年7月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 一般国道183号（生山道路）道路改良工事（北ノ原トンネル）
- (2) 工 事 場 所 日野郡日南町生山及び霞
- (3) 工 事 内 容 本件工事は、一般国道183号（生山道路）のトンネルの工事を特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工によって行うものである。
- (4) 工事の規模、構造等
掘削工法：NATM
延 長：890.236m
幅 員：7.0 (9.5) m
断 面：R 1 = 5.80m (単心円)
平面線形：R 2200 直線 R 5000
縦断勾配：i = 1.095% ~ 2.5% (終点側へ上り)
掘削方向：起点側坑口より片押し施工
- (5) 工 期 平成13年10月から平成16年3月20日まで
- (6) 予 定 価 格 2,695,018,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる基準をすべて満たすこと。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体の構成員が、3名であること。

イ 共同企業体の代表者が最も大きな施工能力を有する者であること。

ウ 各構成員の出資比率が20パーセント以上であること。

エ 各構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 土木工事業について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

ウ 平成13年鳥取県告示第211号（建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく一般土木工事に係る一般競争入札参加資格を有し、又は平成13年8月22日（水）までに有する見込みがあること。

エ 平成13年7月10日（火）から同年8月22日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当しない者であること。

オ 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。）の結果における土木一式工事の総合評点が1,200点以上であること。

イ 昭和61年度以降に、工事が完了し、引渡し完了している延長800メートル以上のNATMによる道路トンネル工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績（共同企業体に係る実績にあっては、代表者として施工したものに限る。）があること。

ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

（ア）昭和61年度以降に同種工事を施工管理した実績を有する者であること。

（イ）土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

（ウ）建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査の結果における土木一式工事の総合評点が960点以上であること。

イ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

（ア）主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

（イ）監理技術者にあつては、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 資格に関する問い合わせ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部管理課建設業係 電話0857 - 26 - 7347

4 入札説明書等

この公告に記載されていない事項については、入札説明書によるものとし、次により希望者に配布するものとする。

(1) 交付期間及び時間

平成13年7月10日(火)から同月23日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取土木事務所総務課(東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県郡家土木事務所総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉土木事務所総務課(中部総合事務所内)
米子市糺町一丁目160	鳥取県米子土木事務所総務課(西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(3) 設計図書の入手方法

鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課建設業係(電話0859-72-2042)に問い合わせること。

5 資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次により共同企業体の構成員ごとの競争入札参加資格確認申請書その他の書類(以下「申請書等」という。)を持参し、2の資格に適合することの確認を受けなければならない。また、申請書等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間及び時間

4の(1)に同じ。

(2) 提出場所

3に同じ。

6 入札手続等

(1) 入札書の提出方法

持参又は郵送(書留郵便(親展扱いとすること。)に限る。)とする。

(2) 入札執行の日時

平成13年8月22日(水)午後3時。ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月21日(火)午後5時までとする。

(3) 入札執行の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂(本庁舎1階)

(4) 郵送による入札書の提出先

3に同じ。

(5) 入札保証金

免除

(6) 入札の無効

2の資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の入札並びに鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。がある。

(8) 入札に当たっての留意事項

ア 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 代理人により入札をしようとするときは、必ず委任状を提出すること。

ウ 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認めるときは、入札の執行を中止することがある。

エ その他鳥取県建設工事執行規則、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）及び入札説明書に定めるところによる。

7 入札後の留意事項

(1) 入札終了後、落札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者の別を明記した届出書を提出しなければならない。

(2) 契約書作成の要否
要

(3) 契約保証金

落札者は、契約の締結と同時に請負代金額の10分の1の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提出

ウ 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

エ 公共工事履行保証証券による保証

オ 履行保証保険契約の締結

(4) 鳥取県建設工事執行規則第60条第1項に規定する前金払、同条2項に規定する前金払及び同規則第65条第1項に規定する部分払については、入札説明書のとおりとする。

8 契約担当部局

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部道路課路政係 電話 0857 - 26 - 7353

9 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

3に同じ。

(3) 提出された資料は、返却しない。また、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(4) 資料作成及び工事内容に関する説明会等は、行わない。

(5) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定は無い。

10 Summary

(1) Subject matter of the contract : Construction work of the Kitanojima Tunnel

(2) The closing date and time for the submission of application and attached documents for the qualification confirmation : 5:00PM 19, July, 2001

(3) The date and time for the submission of tenders : 3:00AM 22, August, 2001 (Tenders submitted by mail must be received by 5:00PM 21, August, 2001)

(4) A contact point where tender documents are available : Administration Division, Department of Public Works, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan, TEL 0857-26-7347

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年7月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 米子警察署庁舎新築工事 (建築)

(2) 工 事 場 所 米子市上福原

(3) 工 事 内 容

ア 本件工事は、米子市靴町にある米子警察署を、特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) による共同施工によって移転新築するものである。

イ 本件工事は、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、畳工事及び植栽工事と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事の詳細

ア 庁舎棟 鉄筋コンクリート造4階建

建築面積 1,657.24㎡

延べ床面積 4,612.14㎡

イ 付属棟 鉄骨造平屋建

建築面積 253.00㎡

延べ床面積 253.00㎡

ウ 車庫棟 鉄筋コンクリート造平屋建

建築面積 664.50㎡

延べ床面積 664.50㎡

エ 駐輪場 (職員用) 鉄骨造平屋建

建築面積 102.04㎡

延べ床面積 102.04㎡

オ 駐輪場 (外来者用) 鉄骨造平屋建

建築面積 27.92㎡

延べ床面積 27.92㎡

(5) 工 期 平成13年10月から平成14年12月20日まで

(6) 予 定 価 格 1,162,443,450円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、県内に本店を有する者3名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

ウ 各構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者であること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建築一式工事について建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

ウ 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格のうち、一般建築工事のA級に係るものを有すること。

エ 平成13年7月10日（火）から同月19日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ 平成13年4月1日（日）からあって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

カ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 入札参加資格告示5による資格決定通知書に記載された一般建築工事における総合点数が、1,060点以上であること。

イ 平成4年度以降に工事が完成し、引渡し完了している鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、1棟の延べ床面積が2,000平方メートル以上の建築工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成4年度以降に工事が完成し、引渡し完了している鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、1棟の延べ床面積が1,000平方メートル以上の建築工事を施工管理した経験を有する者であること。

(イ) 建築一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(ウ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条の規定による一級建築士の資格を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の検定に合格した者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 入札参加資格告示5による資格決定通知書に記載された一般建築工事における総合点数が、1,010点以上であること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条の規定による一級建築士の資格を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の検定に合格した者を主任技術者として本件工事に専任で配置できること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成13年7月10日（火）から同月19日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取土木事務所総務課（東部総合事務所内）

八頭郡家町大字郡家100 鳥取県郡家土木事務所総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉土木事務所総務課（中部総合事務所内）

米子市鞆町一丁目160 鳥取県米子土木事務所総務課（西部総合事務所内）

日野郡日野町根原140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年7月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 米子警察署庁舎新築工事（電気設備）

(2) 工 事 場 所 米子市上福原

(3) 工 事 内 容

ア 本件工事は、米子市鞆町にある米子警察署の移転新築に伴う電気設備工事を特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工によって行うものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の建築工事、機械設備工事、昇降機設備工事、畳工事及び植栽工事と協調を図り実施する必要がある。

(4) 電気設備工事の概要

ア 電 灯 設 備 一般電灯設備、非常照明設備、コンセント設備及び照明制御設備

イ 動 力 設 備 一般動力設備及び非常動力設備

ウ 受変電設備 配電盤形式、受電電圧3相6.6kV

エ 自家発電設備 ディーゼル機関3相200V、300kVA

オ 静止型電源設備 直流電源装置100Ah及び交流無停電電源装置15kVA

- カ 避雷設備 突針及び棟上げ導体
- キ 弱電設備 非常放送等拡声設備、インターホン設備、呼出、表示設備、テレビ共同受信設備、ITV監視設備、警報及び監視設備
- ク 通信設備 電話配管設備及びLAN用配管設備
- ケ 防災設備 火災報知設備、誘導灯設備及び防排煙連動操作設備
- コ 構内配電線路 構内配電線路設備及び構内弱電通信線路設備

(5) 工事対象建物構造、規模

ア 庁舎棟	鉄筋コンクリート造 4階建	延べ床面積	4,612.14㎡
イ 車庫棟	鉄筋コンクリート造 1階建	延べ床面積	664.50㎡
ウ 付属棟	鉄骨造平屋建	延べ床面積	253.00㎡
エ 駐輪場(職員用)	鉄骨造平屋建	延べ床面積	102.04㎡
オ 駐輪場(外来者用)	鉄骨造平屋建	延べ床面積	27.92㎡

(6) 工 期 平成13年10月から平成14年12月20日まで

(7) 予 定 価 格 351,956,850円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 共同企業体が県内に本店を有する者2名により自主的に結成されたものであること。
- イ 各構成員の出資比率が、40パーセント以上であること。
- ウ 各構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者であること。
- エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 平成12年鳥取県告示第330号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加告示」という。)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、電気工事に係るものを有すること。
- ウ 平成13年7月10日(火)から同月19日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- エ 平成13年4月1日(日)からおって通知する本件入札の日までのいずれの日においても、会社更正法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。
- オ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

- ア 電気工業について建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- イ 県内に本店を有する者の資格
 - (ア) 入札参加資格のうち電気工事のA級に係るものを有すること。
 - (イ) 入札参加資格告示5による資格決定通知書に記載された電気工事に係る総合点数が980点以上であること。
- ウ 県外に本店を有する者の資格
 - (ア) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成11年10月1日から平成12年

9月30日までの間にあるものに限る。)の結果における電気工事の総合評点が860点以上であること。

(イ) 県内に支店を有し、当該支店に正社員の技術職員が20名以上いること。

エ 平成4年度以降に工事が完成し、引渡し完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ床面積が1,000平方メートル以上の建物の電気工事を元請けとして施工した実績があること。

ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

オ 次に掲げる基準を満たす監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

(ア) 平成4年度以降に工事が完成し、引渡し完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ床面積が500平方メートル以上の建物の電気工事に従事した経験を有する者であること。

(イ) 電気工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(ウ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の電気工事施工管理の検定に合格した者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

本件工事の施工期間中、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の電気工事施工管理の検定に合格した主任技術者を、専任で配置できること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成13年7月10日(火)から同月19日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取土木事務所総務課(東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県郡家土木事務所総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉土木事務所総務課(中部総合事務所内)
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子土木事務所総務課(西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のイに同じ。

イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名され

るとは限らない。

- (3) 技術資料等の提出された資料は、返却しない。
- (4) 工事の内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(7)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取り引きの秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年7月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 米子警察署庁舎新築工事（機械設備）
- (2) 工 事 場 所 米子市上福原
- (3) 工 事 内 容
 - ア 本件工事は、米子市糺町にある米子警察署の移転新築に伴う機械設備工事を特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工によって行うものである。
 - イ 本件工事は、別途発注予定の建築工事、電気設備工事、昇降機設備工事、畳工事及び植栽工事と協調を図り実施する必要がある。
- (4) 機械設備工事の概要
 - ア 空気調和設備 ヒートポンプエアコン（都市ガス及び電気）
 - イ 換気設備 個別全熱交換機
 - ウ 衛生器具設備
 - エ 給水設備 受水槽及び高置水槽
 - オ 排水設備 汚水及び雑排水を公共下水道へ放流
 - カ 給湯設備 ガス給湯機及びガス貯湯式湯沸機
 - キ ガス設備 都市ガス（中圧引込）
 - ク 防災設備 屋内消火栓設備、移動式粉末消火設備及び排煙設備
- (5) 工事対象建物構造、規模

ア 庁舎棟	鉄筋コンクリート造4階建	延べ床面積	4,612.14㎡
イ 車庫棟	鉄筋コンクリート造1階建	延べ床面積	664.50㎡
ウ 付属棟	鉄骨造平屋建	延べ床面積	253.00㎡
エ 駐輪場（職員用）	鉄骨造平屋建	延べ床面積	102.04㎡
オ 駐輪場（外来者用）	鉄骨造平屋建	延べ床面積	27.92㎡
- (6) 工 期 平成13年10月から平成14年12月20日まで
- (7) 予定価格 333,823,350円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 共同企業体に関する条件

- ア 共同企業体が県内に本店を有する者2名により自主的に結成されたものであること。
- イ 各構成員の出資比率が、40パーセント以上であること。
- ウ 各構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者であること。
- エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加告示」という。）に基づく入札参加資格のうち、管工事のA級に係るものを有すること。
- ウ 平成13年7月10日（火）から同月19日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- エ 平成13年4月1日（日）からあって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- オ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

- ア 管工事業について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- イ 入札参加資格告示5による資格決定通知書に記載された管工事に係る総合点数が990点以上であること。
- ウ 平成4年度以降に工事が完成し、引渡しが完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ床面積が1,000平方メートル以上の建物の管工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- エ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
 - (ア) 平成4年度以降に工事が完成し、引渡しが完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ床面積が500平方メートル以上の建物の管工事を施工管理した経験を有する者であること。
 - (イ) 管工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
 - (ウ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の管工事施工管理の検定に合格した者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

本件工事の施工期間中、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の管工事施工管理の検定に合格した主任技術者を、専任で配置できること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成13年7月10日（火）から同月19日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取土木事務所総務課（東部総合事務所内）
八頭郡家町大字郡家100	鳥取県郡家土木事務所総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉土木事務所総務課（中部総合事務所内）

米子市鞆町一丁目160 鳥取県米子土木事務所総務課（西部総合事務所内）

日野郡日野町根雨140 - 1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるときは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事の内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(7)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による鳥取県知事の委任に係る平成13年度鳥取県行政書士試験を次のとおり実施する。

平成13年7月10日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 砂 子 田 隆

1 試験の日時

平成13年10月28日（日） 午後1時から午後3時30分まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験方法及び科目

次の事項につき筆記試験（(1)は択一式及び記述式、(2)は択一式）により行う。

(1) 行政書士の業務に必要な法令等 (出題数 40題)

行政書士法 (行政書士法施行規則を含む。)、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学の中から適宜出題する。

なお、法令の内容については、平成13年4月1日現在施行されているものとする。

(2) 一般教養 (出題数 20題)

4 受験手続

(1) 提出書類

受験願書一式

(2) 提出先

〒153 - 0051 東京都目黒区上目黒3 - 6 - 18 T Yビル7階

財団法人行政書士試験研究センター

(3) 受付期間

平成13年8月15日 (水) から同年9月5日 (水) まで (日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による場合は、平成13年9月5日 (水) までの消印があるものに限り受け付ける。

(4) 受験手数料

7,000円

5 問い合わせ先

〒153 - 0051 東京都目黒区上目黒3 - 6 - 18 T Yビル7階

財団法人行政書士試験研究センター

電話 03 - 5725 - 7460

6 特定措置の実施

身体の機能に著しい障害のある者に対しては、障害の状態により必要な措置をとることがあるので、受験申込みに先立って早めに相談すること。

7 合格者の発表

試験の合格者については、平成14年1月17日 (木) 午前9時から財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

8 受験願書の配布

(1) 郵送配布

160円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒 (角2号) を同封した上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、郵便で請求すること (8月28日必着のこと)。

ア 配布期間 平成13年8月1日 (水) から同月28日 (火) まで

イ 請求先 〒152 - 8799 目黒郵便局留

財団法人行政書士試験研究センター

(2) 窓口配布

ア 配布期間 平成13年8月1日 (水) から同年9月5日 (水) まで

イ 配布場所 次の場所で配布する。

鳥取県総務部県民室	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎内
鳥取県中部県民局	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所内
鳥取県西部県民局	米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所内
鳥取県日野総合事務所県民局	日野郡日野町根雨140 - 1

